

有料職業紹介事業【返戻制度】 令 7 年 4 月

項目	内容
制度名	返戻制度（返金制度、手数料返還制度 等）
対象企業	有料職業紹介契約を締結した法人・団体
返戻の条件	・ 入社後 90 日以内に退職した場合 ・ 原則は求職者の自己都合退職の場合
返戻率・返金額の計算方法	下記いずれかの方式： 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50% 返金
返戻対象外のケース	・ 紹介先企業の責任による退職（例：パワハラ、契約違反） ・ 虚偽の業務内容提示など ・ 返戻条件を満たさない期間経過後の退職
返戻手続き方法	・ 書面による申請（退職証明等の提出） ・ 退職日の翌月末までに弊社へ通知
返金方法・期限	・ 銀行振込にて対応 ・ 退職の通知受けた時から 1 か月内
規定の周知方法	・ 契約書に明記 ・ 事前の説明資料提供
備考	当社は、返戻金制度はあるが、運用は企業ごとに異なることがある。